

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--|
| 20 | 名張市出納室が源泉徴収義務者として取りまとめる源泉徴収所得税等に係る源泉徴収事務 基礎項目評価書 |

| 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | |
|---|----|
| <p>名張市は、名張市出納室が源泉徴収義務者として取りまとめる源泉徴収所得税等に係る源泉徴収事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに際し、その特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律並びに個人情報保護に関する法令を順守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な処置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p> | |
| 特記事項 | なし |

| 評価実施機関名 |
|----------|
| 三重県 名張市長 |

| 公表日 |
|----------|
| 令和5年6月9日 |

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--|---|
| ①事務の名称 | 名張市出納室が源泉徴収義務者として取りまとめる源泉徴収所得税等に係る源泉徴収事務 |
| ②事務の概要 | <p>○本事務は、報酬費等の支払いに対して、支払いの対象者である源泉登録対象者から源泉徴収したもののについて、例年1月末までに源泉徴収義務者ごとに法定調書を作成の上、税務署等の関係機関へ提出しなければならない、その法定調書に個人番号等を記載する必要がある。</p> <p>○番号法の規定に基づき、特定個人情報を次のとおり取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 報酬費等の支払い対象所属において、源泉登録対象者から個人番号届出書(以下、届出書)にて個人番号を取得し、出納室へ送付する。2. 出納室では、受理した届出書を金庫で厳重に管理し、法定調書の作成をするために源泉管理システムに登録する際に個人番号を利用する。 <p>【特定個人情報ファイルを使用する事務の内容】</p> <p>○給与等の源泉徴収に関する事務</p> |
| ③システムの名称 | 個人番号届出書、源泉管理システムデータ |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 名張市出納室が源泉徴収義務者として取りまとめる源泉徴収所得税等に係る源泉徴収事務 | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | ・番号法第9条第4項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 該当なし |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 出納室 |
| ②所属長の役職名 | 室長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 出納室 住所: 〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地 電話番号: 0595-63-7827 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 出納室 住所: 〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地 電話番号: 0595-63-7827 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和5年5月18日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和5年5月18日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|--|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|------------------|---------------|----------------|------|---------------|
| 令和1年6月21日 | I. 5. ② 所属長 | 竹内 多恵子 | (項目なし) | 事後 | 様式変更による項目削除 |
| 令和1年6月21日 | I. 5. ② 所属長の役職名 | (項目なし) | 会計管理者 | 事後 | 様式変更による新規項目 |
| 令和1年6月21日 | II. 1. いつの時点の計数か | 平成30年12月12日時点 | 令和1年5月20日時点 | 事後 | |
| 令和1年6月21日 | II. 2. いつの時点の計数か | 平成30年12月12日時点 | 令和1年5月20日時点 | 事後 | |
| 令和1年6月21日 | IV. リスク対策 | (項目なし) | (様式変更による項目の追加) | 事後 | 様式変更による新規項目 |
| 令和2年6月5日 | I. 5. ② 所属長の役職名 | 会計管理者 | 室長 | 事後 | |
| 令和2年6月5日 | II. 1. いつの時点の計数か | 令和1年5月20日時点 | 令和2年5月20日時点 | 事後 | |
| 令和2年6月5日 | II. 2. いつの時点の計数か | 令和1年5月20日時点 | 令和2年5月20日時点 | 事後 | |
| 令和3年5月13日 | II. 1. いつの時点の計数か | 令和2年5月20日時点 | 令和3年5月13日時点 | 事後 | |
| 令和3年5月13日 | II. 2. いつの時点の計数か | 令和2年5月20日時点 | 令和3年5月13日時点 | 事後 | |
| 令和4年5月11日 | II. 1. いつの時点の計数か | 令和3年5月13日時点 | 令和4年5月11日時点 | 事後 | |
| 令和4年5月11日 | II. 2. いつの時点の計数か | 令和3年5月13日時点 | 令和4年5月11日時点 | 事後 | |
| 令和4年8月1日 | I. 3. 法令上の根拠 | 番号法第9条第3項 | 番号法第9条第4項 | 事後 | 番号法一部改正による項ズレ |
| 令和5年5月18日 | II. 1. いつの時点の計数か | 令和4年5月11日時点 | 令和5年5月18日時点 | 事後 | |
| 令和5年5月18日 | II. 2. いつの時点の計数か | 令和4年5月11日時点 | 令和5年5月18日時点 | 事後 | |